明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（自衛官等となった者の資格取得届等）

第五条の二　自衛官等（訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補を除く。次項において同じ。）となった者は、その日から五日以内に、その氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。）、生年月日、性別、住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第七条の三第二項第二号及び第七条の四第二項において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び自衛官等となった日を記載した別紙様式第一による自衛官資格取得届を実施機関の長に提出しなければならない。

2　自衛官等は、その氏名、住所又は個人番号に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を実施機関の長に提出しなければならない。

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第六条　法第二十二条第三項第二号に規定する防衛省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　［略］

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第十九条の二に規定する事務

2　［略］

（実施機関の長による自衛官等の情報の登録）

第六条の二　実施機関の長は、法第二十二条第三項の規定により同項第二号に掲げる事務を委託する場合は、第五条の二第一項の規定による届出を受けた日及び自己の管轄区分に属する自衛官等がその身分を失った日から五日以内に、当該届出又は当該身分の喪失に係る自衛官等の資格に係る情報を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（第二十四条第一項第四号において「社会保険診療報酬支払基金」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（第二十四条第一項第五号において「国民健康保険団体連合会」という。）に提供するものとする。

（資格確認書の交付等）

第七条　法第二十二条第六項の規定により同項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の電磁的方法による提供を求める自衛官等は、次に掲げる事項を記載した申請書を実施機関の長に提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。

一　申請の年月日

二　自衛官等の氏名及び生年月日並びに自衛官診療証記号・番号（法第二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号をいう。以下同じ。）又は個人番号

三　申請の理由

2　実施機関の長は、前項の規定による交付又は提供の申請があったときは、当該自衛官等に対し、法第二十二条第六項に規定する書面（次項各号に掲げる事項を記載した別紙様式第一の二によるものに限る。）であって複製等を防止し、若しくは抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものを交付し、又は当該事項を電磁的方法（第四項に規定するものであって、別紙様式第一の二により表示することができるものに限る。）により提供しなければならない。この場合において、当該書面により交付又は当該電磁的方法により提供されたもの（以下「資格確認書」という。）の有効期限は、交付又は提供の日から起算して五年を超えない範囲内において実施機関の長が定めるものとする。

［条を加える。］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第六条　法第二十二条第三項第二号に規定する防衛省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　［同上］

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第十九条の二に規定する事務

2　［同上］

［条を加える。］

（自衛官診療証）

第七条　実施機関の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等に対して、別紙様式第一の自衛官診療証を作成し、交付しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［項を加える。］